

長崎市監査公表第5号

令和8年3月9日に提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行った結果を同条同項の規定により公表します。

令和8年4月28日

長崎市監査委員	三	谷	利	博
同	永	尾	春	文
同	山	崎		猛

監査結果の報告

住民監査請求

(令和8年3月9日請求)

(令和8年4月27日)

長崎市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	請求日	1
3	措置請求書	1
4	事実証明書	3
第 2	請求の受理	4
第 3	監査の実施	4
1	監査対象事項	4
2	監査の対象部局	4
3	監査委員の除斥	4
4	証拠の提出及び陳述の機会の付与	5
5	関係職員の陳述及び関係書類の提出	8
第 4	監査の結果	11
1	事実関係の確認	11
2	判断	13
3	結論	16

第 1 監査の請求

1 請求人

住所省略 南 輝久

2 請求日

令和 8 年 3 月 9 日

3 措置請求書

1 請求内容（原文）

（令和 5 年度発注）長崎市平和公園におけるスポーツ施設の再配置に関する再検討及び再整備基本計画策定業務への不当な支出について

長崎市は、長崎県が推進する地域高規格道路「長崎南北道路計画」（長崎南北幹線道路）に係る長崎市平和公園におけるスポーツ施設の再配置に関する再検討及び再整備基本計画を策定するため、八千代エンジニアリング株式会社にコンサルタント業務を委託した。しかし、その成果・内容は、策定業務報告書やその他の証拠資料で明らかのように、不当な判断により著しく不公正かつ問題が多い内容となっており、市に損害を与えた。公金の支出は違法であり、鈴木史朗長崎市長は同社に支払った業務委託費 1,130 万円を市に返還するよう請求する。

同業務委託契約は次の通り。

- | | |
|----------|---|
| 1. 発注者 | 長崎市土木部土木企画課 |
| 2. 受注者 | 八千代エンジニアリング株式会社長崎事務所 |
| 3. 業務委託名 | 長崎市平和公園におけるスポーツ施設の再配置に関する再検討及び再整備基本計画策定業務委託 |
| 4. 履行期間 | 令和 5 年 8 月 23 日～令和 7 年 2 月 28 日 |

（長崎市平和公園スポーツ施設再配置の再検討に関する業務委託への不当な支出について）

長崎市職員措置請求書

長崎市長（長崎市土木部土木企画課など）に関する請措置求の要旨

（ア） 住民監査請求の対象となる行為を行った者

長崎市土木部土木企画課の一般職・松藤恭平職員、中野智文課長、川原直樹土木部長、鈴木史朗長崎市長

(イ) 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

令和6年10月18日、松藤職員が「平和公園スポーツ施設の再配置について」と題する決裁文書を起案、これを中野課長、川原部長ら38人の合議を経て、鈴木史朗市長が決裁した。同再配置案の取りまとめには、八千代エンジニアリング株式会社が長崎市土木部土木企画課から受注した長崎市平和公園スポーツ施設再配置の再検討に関する業務委託の履行が寄与した。同社は平和公園スポーツ施設再配置を含む同公園再整備基本計画の策定を進め、令和7年2月28日にその履行を終えた。同社から提出された業務報告書について、松藤職員と中野課長が履行内容を確認し、中野課長が同社への委託料の支出命令書及び支出負担行為決議書を会計管理者へ提出。会計管理者がそれを確認後、1,031万円の支払いを行った。

(ウ) 住民監査請求の対象となる行為が違法又は不当な理由

①土木企画課は八千代エンジニアリング株式会社に第三者機関「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」（以下「再検討部会」）がスポーツ施設の再配置を再検討するに当たって、市民総合プールを松山陸上競技場へ移すという市の当初方針に沿うような資料作りや再検討部会議事運営を行った。これは、②プールの移転先候補地である市営松山陸上競技場と市中部下水処理場跡地の基礎工事費や土地取得費など経済性の比較においては、妥当とはいえない算定方法によって「中部下水処理場跡地にプールを移転整備する場合は約20億円高くつく」という誤った結論を導き出した、③プールを松山陸上競技場へ移し、同競技場の400mトラックを中部下水処理場跡地に整備しても陸上の練習環境は確保されるとか、市陸上競技協会も中部下水処理場跡地に400mトラックを整備する市の方針に賛成しているなど、事実と異なる記載を行った一などにより、地方公務員法で定められた「全体の奉仕者として職務に全力専念する義務」に違背した。これにより、再検討部会も第三者機関として公平・中立に審議する役割を果たせなかった。

(エ) 損害の発生及び今後の発生可能性

上記の通り、八千代エンジニアリングへの業務委託の成果は著しく不公正で問題が多く、1,031万円の対価を支払うに値しない。従って、土木部及び土木企画課は市に対して委託料相当の損害を与えたといえる。それだけにとどまらず、市の方針通りこのまま市民総合プールの松山陸上競技場への移転が実現すると、老若男女年間延べ35万人以上の市民がスポーツと健康増進に勤しみ交流する「宝の空間」を事実上つぶしてしまうことで、目に見えない多大な経済的損失をも市に与えることになる。

松山陸上競技場は前身の三菱陸上競技場が長崎原爆の投下照準点だったとされているほか、地中には被爆者の遺骨、被爆建造物や進駐米軍の簡易飛

行場の残骸なども埋もれている可能性が指摘され、市民の間には平和公園周辺を包含した「世界遺産」への登録を模索する動きまで出ている。世界に被爆の実相と平和の大切さ、核兵器廃絶を発信すべき被爆都市・長崎と長崎市民にとって、極めて貴重な財産である。

(オ) いかなる措置を請求するか

市に対して、地方公務員法ならびに長崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、関係者に適正な処分を下すよう求める。また、決裁者かつ支出責任者である鈴木市長には、八千代エンジニアリングに対して支出した1,031万円を市に返還するよう求める。

今後目に見えない多大な損害が発生する恐れがあり、長崎市土木部及び土木企画課は市民総合プールを松山陸上競技場へ移転新築し、陸上400mトラックを中部下水処理場跡地へ整備するという方針を白紙撤回するよう求める。

4 事実証明書

本件請求の事実証明書として、次の資料が措置請求書に添えて提出された。なお、追加資料は令和8年3月25日に提出された。

添付資料①議会提出決算書

添付資料②業務報告書（令和7年2月）の一部写し

添付資料③平和公園再整備基本計画報告書（素案）

添付資料④平和公園再整備基本計画報告書（最終案）

添付資料⑤「一部のスポーツ施設の利用者だけが不利益を大きく被ることがないよう、慎重丁寧な調査検討を求める」請願書

添付資料⑥平和公園再整備基本計画検討委員会中間報告書

添付資料⑦「平和公園スポーツ施設再配置に関する長崎市の方針と検討委員会・再検討部会の審議について（申し入れ）」

添付資料⑧合同会議議事録

添付資料⑨協議メモ

添付資料⑩「市民総合プールの候補地の総合評価（案）」

添付資料⑪長崎市営松山陸上競技場の現在地存続を求める請願書

追加資料①2023年2月16日付、3月2日付、6月30日付の長崎新聞の記事

追加資料②長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会で市が提示した資料「地下構造物の対策方法（パターン1 中部下水処理場の場合）」（2024年2月7日の第4回会合）、「骨子1 中部下水処理場の基礎工事について」

追加資料③2024年9月定例会市議会に提出した「長崎市営松山陸上競技場の現在地

存続に関する陳情書」及び参考人の陳述書、ならびに参考資料
追加資料④2025年1月19日付、1月27日付、1月31日付、2月16日付、3月10
日付、3月13日付、4月6日付、「長崎市平和公園問題市民連絡会ニュー
ース」、2026年1月12日付「長崎市平和公園松山陸上競技場の存続を
めざす市民有志連の会ニュース」
追加資料⑤「あらためて長崎市営陸上競技場の現在地存続を強く要望します」
追加資料⑥「長崎市営松山陸上競技場の歴史的・文化的価値についての調査等に
関する請願書」
追加資料⑦長崎市営松山陸上競技場の歴史的・文化的価値を示す新聞記事、著作
などの一部
追加資料⑧「平和公園スポーツ施設再配置に関する再申し入れ・質問書」
追加資料⑨「平和公園スポーツ施設再配置に関わる1800万円の予算審査留意点」
追加資料⑩ 松山陸上競技場の存続問題に関する長崎市の回答の問題点」
※請求書は、原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年3月19日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項、これに添付された事実証明書、請求人の陳述により、本件請求の要旨を次のように解し、違法又は不当な行為があるか否かについて監査を実施した。

- (1) 指定された職員
長崎市長
- (2) 請求人が違法又は不当と主張する内容及び求める措置
「第1 3 措置請求書」の「請求内容（原文）」と同じ。

2 監査の対象部局

土木部（土木企画課）

3 監査委員の除斥

小田徹監査委員は、平成30年4月1日から令和6年3月31日まで理財部長として在職していたため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年3月27日に請求人に対して陳述の機会を付与し、請求人が出席した。また、新たな証拠の提出はなかった。なお、陳述は措置請求書に基づき行われ、その概要は次のとおりである。

- (1) 土木企画課は八千代エンジニアリング株式会社に第三者機関「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」（以下「再検討部会」）がスポーツ施設の再配置を再検討するに当たって、市民総合プールを松山陸上競技場へ移すという市の当初方針に沿うような資料作りや再検討部会議事運営を行った件について

市がコンサルタント業者との連携のもと、再検討部会の審議を市の方針通りの結論に導こうとしたことに疑いはない。市は市議会でも、かねてからプールを中部下水処理場跡地に移せない最大の理由として、中部下水処理場跡地は松山陸上競技場よりも公共交通の便が悪いということと、中部下水処理場跡地は軟弱地盤だから基礎整備費が高つくということの2点を挙げてきた。

再検討部会に、市が出した資料でも、両候補地の公共交通アクセス比較表は、中部下水処理場跡地に劣る（△）、松山陸上競技場に優る（○）の評価をつけている。

しかし、スタジアムシティ開業に伴う道路や遊歩道の整備、JRの駅とのアクセスなどを含めると、むしろ中部下水処理場跡地の方が優位とさえ言える。再検討部会でも委員から疑問が相次いだため、市は結局この比較表の○△評価を、その後、撤回した資料を出し直した。

そもそも再検討部会の審議手順は最初、「プールの再配置先について候補に上がったところの適地性を検討。その後に陸上競技場にプールを持ってくる場合に、同競技場の再配置先に上がったところの適地性はどうかということを検討する」という流れとされていた。しかし、前者の審議が長引いたためか、後者の審議には詳しく入らないままにほとんど飛ばされた感が強い。

また、請求人が再検討部会で市の資料をもとに疑問を投げかけていた中部下水処理場跡地の基礎関係整備費算定方法についても、部会長が「一旦その論議はパスして、後で行う」としながら、その約束は果たされなかった。

このような市のやり方、コンサルタント業者の資料の作り方、検討委員長や

再検討部会長の議事運営の進め方については、先述したように不公正、非民主的、不当、違法なものとする。

- (2) プールの移転先候補地である市営松山陸上競技場と市中部下水処理場跡地の基礎工事費や土地取得費など経済性の比較においては、妥当とはいえない算定方法によって「中部下水処理場跡地にプールを移転整備する場合は約 20 億円高くつく」という誤った結論を導き出した件について

下水処理場の整備費で、市が主張する基礎構造物を撤去する工法は、プールの躯体を少し沈めるためであるが、そのための費用がかかる。

しかし、現況で、十分耐える基礎になっており、そしてプールの底の位置と浦上川の潮位を考えると、プールを現在の地盤の上に建設すれば、自然流下で排水が可能である。排水のためのポンプアップは不要なので、完成後の維持管理費もかなり安くなる。

一方、市が主張するような工法であれば、排水するためポンプアップが必要である。

- (3) プールを松山陸上競技場へ移し、同競技場の 400mトラックを中部下水処理場跡地に整備しても陸上の練習環境は確保されるとか、市陸上競技協会も中部下水処理場跡地に 400mトラックを整備する市の方針に賛成しているなど、事実と異なる記載を行ったなどにより、地方公務員法で定められた「全体の奉仕者として職務に全力専念する義務」に違背した。

これにより、再検討部会も第三者機関として公平・中立に審議する役割を果たせなかった件について

市は中部下水処理場跡地に陸上 400mトラックを整備し、外周路も作る。また、プールが移転新築される現在の松山陸上競技場にも外周路が残るなどと説明しているが、それは全く違う。

中部下水処理場跡地は、賑わいを創出する多目的広場にするため、400mトラックは松山で可能だったような陸上競技者が優先的に利用できる施設ではなくなり、レーンの数も松山の 8 レーンから 4 レーンに半減する。

フィールドのサッカーやラグビーなど他競技も含めて利用されるし、外周路は週末など大勢の市民や観光客らが入り出して、松山のように安心して走ったり、ウォーキングしたりすることはできにくくなる。他方、松山陸上競技場に残るとされる外周路は、プールがフィールドの 1/3 近くを占めることから、幅員が狭くなり、走る人と歩く人の接触、衝突事故が容易に起きてしまう。庭球場側のカーブ 2 箇所はほとんど直角になり、走れる外周路とは到底言えない。

長崎市陸上競技協会の委員は、再検討部会の第 1 回から一貫して 400m トラ

ックの必要性を強調し、練習環境を考えるなら、ベストは現在地存続と訴えてきた。

2022年8月25日の第4回検討委員会に市が提示した報告書素案で「プールを松山陸上競技場に移転し、陸上競技場の扱いは今後別途検討する」としたことに、陸上競技利用者を中心に反発が大きい。

地方公務員法ですべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとしている。長崎市の担当部局である土木部の部長以下の職員が、これに恥じない職務を行ったのか。請求人にはとてもそうは思えない。

- (4) 八千代エンジニアリングへの業務委託の成果は著しく不公正で問題が多く、1,031万円の対価を支払うに値しない件について

松山にプールを持ってきた場合の無形の経済的損失も含めてであるが、整備費に関する問題、展望の問題も含めて、ほとんど論議されないまま、報告書がまとめられているため、内容が非常に不自然で、不合理なものとなっている。

絶対、松山陸上競技場は残さないといけなし、プールは中下水処理場跡地に持っていけると思っており、そのための論議をやるべきだということである。

- (5) 市の方針通りこのまま市民総合プールの松山陸上競技場への移転が実現すると、老若男女年間延べ35万人以上の市民がスポーツと健康増進に勤しみ交流する「宝の空間」を事実上つぶしてしまうことで、目に見えない多大な経済的損失をも市に与えることになる件について

市がコンサルタント業者に支払った業務委託料以外に、市と市民が被る損害、損失は次の通り考えられる。

1つ目は、競技運動利用者の損害損失。松山陸上競技場は、市北部を中心とする中高校生の部活動の拠点になっているのをはじめ、実業団や市民ランナー、ウォーキング愛好者にも多く利用されている。電停やバス停と至近距離で、仕事や学校帰りの利用者も目立つ。市の方針が具体化すると、同競技場利用者の不利益損失は極めて大きい。

2つ目は、競技・運動利用以外の損害損失。松山陸上競技場は、市街地に残る貴重な広い平坦地であることから、ラジオ体操、散歩、家族での遊戯、リハビリ、歩行、野鳥観察、保育園児のレクリエーション、世代間の会話など幅広く市民に活用されている。年間の延べ利用者は35万人以上と平和公園スポーツゾーン各施設の中で群を抜いて最多である。また、災害時、緊急時の大型ヘリコプターの発着や救援物資の集積のほか、ローマ法王が来崎した際の大規模集

会に使われたような活用も可能である。稲佐山や岩屋山、金毘羅山など山々を望み、風が吹き渡る空間は長崎駅以北では松山陸上競技場ぐらいである。緑陰、浦上川の水辺空間も貴重である。高齢者の増加に伴う医療費の増大で、保健行政も日常からの体動かしを推奨している中、松山陸上競技場を利用する高齢者らは、同競技場での歩行やラジオ体操、会話などを生活サイクルに取り込んでいるのが実情である。

長崎は世界に平和の大切さと原爆被害の脅威、核兵器廃絶を訴える、そういう歴史と使命を帯びた都市である。

その中において、この平和公園、スポーツゾーン、それから松山陸上競技場、原爆資料館を含めた一帯の歴史文化を残すような措置を講じることが、結局は平和の学習フィールドになり、世界からの来館者、来市者が増える。

そして、一定期間滞在しながら、あちこちを回って、経済的にもいい影響が出てくる。

昨年12月には長崎平和公園周辺をエリアとし、NPO法人の世界平和にする会ができ、市民の関心も少しずつ盛り上がっており、加えて、ノーベル平和賞が大きいかと思われる。

ノーベル平和賞の受賞記念碑が建った時に行ったが、鈴木市長も「歴史・文化を大切にして、この平和を世代に訴えよう。私たちはそのために頑張ります」ということを言っていた。そういうことにつながる。

5 関係職員の陳述及び関係書類の提出

令和8年3月27日に土木部長、土木企画課長から、本請求の対象とされた長崎市平和公園におけるスポーツ施設の再配置に関する再検討及び再整備基本計画策定業務委託契約（以下「当該業務委託」という。）、長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会（以下「再検討部会」という。）に関し、陳述の聴取を行った。

主な陳述内容は次のとおりである。

(1) 当該予算額の変更について

令和5年度の当初予算53万6千円は、「平和公園再整備基本計画検討委員会」の開催に係る予算であり、委員報酬等を計上している。

令和5年6月の補正予算1,031万円は、令和4年11月市議会で長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願を受けて、幅広い視点から調査検討を行うことが求められたことから、鈴木市長が就任後、検討委員会内に「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」を新たに設置し、スポーツ施設の再配置に特化した検討を進めるため、概算事業費の算出や会議資料作成等を検討するための委託費用及び再検討部会の委員報酬

等を計上したものである。

令和6年2月の補正予算80万円は、再検討部会等の回数が増えたことに伴い、予算を増額したものである。

- (2) 土木企画課は八千代エンジニアリング株式会社に第三者機関「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」（以下「再検討部会」）がスポーツ施設の再配置を再検討するに当たって、市民総合プールを松山陸上競技場へ移すという市の当初方針に沿うような資料作りや再検討部会議事運営を行った件について

令和4年11月市議会で、長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し、慎重・丁寧な調査検討を求める請願が採択されるなど、幅広い視点から慎重・丁寧な調査検討を行うことが必要となった。

そのため、検討委員会の中に、再検討部会を設置し、当該業務委託の仕様書にプールや陸上競技場などのスポーツ施設の再配置について、再検討を進めていくものであるということを記載している。

併せて、第1回再検討部会においても、委員の皆さんに長崎市から同様の説明を行っている。

また、スポーツ施設の再配置を再検討、それに当たっては、第1回再検討部会の中で、スポーツ施設の再配置検討において留意すべき点を委員の皆様から意見をいただき、その意見をもとにスポーツ施設の再配置に関する検討の流れや市民総合プールの再配置先の抽出の観点を整理し、第2回再検討部会に諮って審議を進めた。

このようなことから、長崎市の方で当初方針に沿うような資料づくりや議事運営を行ったということはない。

- (3) プールの移転先候補地である市営松山陸上競技場と市中部下水処理場跡地の基礎工事費や土地取得費など経済性の比較においては、妥当とはいえない算定方法によって「中部下水処理場跡地にプールを移転整備する場合は約20億円高くつく」という誤った結論を導き出した件について

中部下水処理場跡地は埋立て地であり、地下水位が高く、また軟弱地盤で安定地盤までの深さが地表面から約13mあり、そのため既存の構造物を支える杭基礎（約5,000本）や複雑な地下構造物が多数存在している。

一方、陸上競技場は、現在の市民プールのボーリング結果から、比較的浅い位置（深さ約5m）に安定地盤があると想定され、過去の土地利用の経緯からは地中に地下工作物も想定されない。

建物を建てる際には、地盤条件を考慮した施工方法で基礎整備費用を試算する必要がある。

中部下水処理場跡地にプールを建設する場合には、長崎市営陸上競技場より、地盤改良費用や地下構造物の撤去費用が高くなることから、基礎整備費だけで約 20 億円以上の差が生じる。

なお、請求人が主張する中部下水処理場跡にプールを建設する場合に地下構造物を撤去せずに今の地盤の上に建設すれば、浦上川に自然流下で排水することができ経済的ではという点に関しては、中部下水処理場は昭和 36 年の使用開始から約 65 年が経過しており、基礎杭についても耐用年数を迎えている状況であり、安全性が確認できない。

また、プールの排水については、下水道法に基づき公共下水道に流入させることが原則である。

なお、中部下水処理場跡での工法選定については、長崎県技術士会会長から妥当との意見をいただいている。

- (4) プールを松山陸上競技場へ移し、同競技場の 400mトラックを中部下水処理場跡地に整備しても陸上の練習環境は確保されるとか、市陸上競技協会も中部下水処理場跡地に 400mトラックを整備する市の方針に賛成しているなど、事実と異なる記載を行ったなどにより、地方公務員法で定められた「全体の奉仕者として職務に全力専念する義務」に違背した。

これにより、再検討部会も第三者機関として公平・中立に審議する役割を果たせなかった件について

現在の長崎市営陸上競技場には、400mトラックと 110mの直線レーンがあり、中部下水処理場跡にも 400mトラックと 110mの直線レーンを整備するため、陸上の練習環境は確保できると考える。

再検討部会において、市陸上競技協会から選出された委員は「400mトラックを利用できる環境を強く希望している。その場合、市民総合プールを中部下水処理場跡に再配置する案、若しくは市民総合プールを陸上競技場に再配置する案が適当であると考えている。」旨を発言している。

令和 7 年 2 月 18 日に市陸上競技協会と協議した際に、市の方針について、「受け入れられる案の一つである。」ことを、確認している。

- (5) 市の方針通りこのまま市民総合プールの松山陸上競技場への移転が実現すると、老若男女年間延べ 35 万人以上の市民がスポーツと健康増進に勤しみ交流する「宝の空間」を事実上つぶしてしまうことで、目に見えない多大な経済的損失をも市に与えることになる件について

長崎市営陸上競技場の 400mトラック、芝生広場、600m外周道路の利用者の合計は、令和 4 年度に長崎市が実施した現地調査から、年間約 35 万人と推計している。

このうち、400mトラックの利用者は中高生を中心に年間約4万人と推計しており、残りは、日頃から市民がジョギングや散歩で利用している600m外周道路の利用者がほとんどである。

プールを陸上競技場に配置した場合でも、600mの外周道路やラジオ体操など市民が多目的に憩える広場を8,000㎡程度引き続き確保することを予定しており、年間利用者の大部分の方には、影響しないものと考えている。

400mの陸上練習トラックについては、中部下水処理場跡に陸上練習場の機能に移設することとしており、市内全域ではなく、周辺の中高生を主体とする利用者にとって、これまでと同程度の公共交通アクセス性と練習環境が確保できるものと考えている。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 業務委託契約について

ア 契約

当該契約の内容は次のとおり。

業務名：長崎市平和公園におけるスポーツ施設の再配置に関する再検討及び再整備基本計画策定業務委託

契約金額：10,701,900円

履行期間：令和5年8月23日～令和7年2月28日

支払日：令和7年3月21日

区 分	契約締結日	契約金額
当初契約	令和5年8月23日	8,222,500円
変更契約(1回目)	令和6年3月15日	10,701,900円 履行期間の延長
変更契約(2回目)	令和6年7月30日	(金額変更なし) 履行期間の延長

なお、第1 3 措置請求書の請求内容(原文)に記載の業務委託費1,130万円及び長崎市職員措置請求書の長崎市長(長崎市土木部土木企画課など)に関する請措置求の要旨(イ)(エ)(オ)中に記載の1,031万円について、支出関係書類を確認した結果、八千代エンジニアリング株式会社に支出した業務委託料は、10,701,900円(契約金額)であることを確認した。

(2) 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会について

ア 検討委員会の設置目的、設置年月日は次のとおりである。

設置目的

平和公園の再整備基本計画の策定にあたり、多様な関係者や関係機関の参画のもと、公平・中立性の見地から審議を行うべきであることから設

置するもの

設置年月日

令和3年6月1日

イ 検討委員会の活動経過は次のとおりである。

区分	開催時期	審議事項
第1回	令和3年7月27日	<ul style="list-style-type: none">・委員会の設置、正副委員長の選出・審議内容、スケジュール等の確認・平和公園の概要、沿革、現状等の整理
第2回	令和3年9月28日	<ul style="list-style-type: none">・上位計画・関連計画等の整理・平和公園（西地区）を取り巻く状況、特性、課題等の整理・基本方針の検討
第3回	令和3年12月14日	<ul style="list-style-type: none">・基本方針の検討・ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討・動線・景観形成等の考え方の検討
第4回	令和4年8月25日	<ul style="list-style-type: none">・基本方針の整理・ゾーニング・ゾーン別整備方針の検討・動線・景観形成等の考え方の検討・既存スポーツ施設再配置計画の基本的な考え方の整理・今後の検討課題など
第5回	令和5年7月28日	<ul style="list-style-type: none">・平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願・スポーツ施設の再配置に関する再検討部会の設置・検討委員会及び再検討部会の審議内容、スケジュール等
第6回	令和6年5月22日	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換
第7回	令和7年2月7日	<ul style="list-style-type: none">・平和公園（西地区）の基本方針及びゾーニングとゾーン別整備方針・スポーツ施設の再配置計画
第8回	令和7年3月26日	<ul style="list-style-type: none">・第7回検討委員会の意見とその対応方針・平和公園西地区の基本方針、ゾーニングとゾーン別整備方針、歩行者同線計画・平和公園再整備基本計画

(3) 平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会について

ア 再検討部会の設置経過は次のとおりである。

設置目的

平和公園のスポーツ施設の配置について、再検討を行うにあたり、幅広い関係者の参画のもと透明性の高い議論が必要であることから設置するもの

設置年月日

令和5年7月28日

イ 再検討部会の活動経過は次のとおりである。

区分	開催時期	審議事項
第1回	令和5年9月29日	・部会の設置、部会長の選出 ・審議内容、スケジュール等の確認 ・スポーツ施設の再配置に関する委員の意見、委員による意見交換
第2回	令和5年11月2日	・第1回再検討部会の意見と質疑回答 ・スポーツ施設の再配置検討において留意すべき点や観点に関する意見交換
第3回	令和5年12月21日	・第2回再検討部会の意見と質疑回答 ・スポーツ施設の再配置パターンに関する意見交換
第4回	令和6年2月7日	・スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換
第5回	令和6年3月28日	・スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換
第6回	令和6年5月22日	・スポーツ施設の再配置先の評価に関する意見交換

2 判断

本件監査において認められた事実関係や関連する状況に基づく監査委員の判断は、次のとおりである。

- (1) 土木企画課は八千代エンジニアリング株式会社に第三者機関「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」（以下「再検討部会」）がスポーツ施設の再配置を再検討するに当たって、市民総合プールを松山陸上競技場へ移すという市の当初方針に沿うような資料作りや再検討部会議事運営を行った件について

土木企画課が作成した当該業務委託仕様書は、本市が整理した候補地を基にスポーツ施設の再配置が可能な場所を選定し、幅広い視点から比較検討を行い、検討の結果有効と認められる案の配置図などを作成するものと記載されており、八千代エンジニアリング株式会社は、仕様書に沿って再配置先の比較検討等に用いる資料作成を行った。

再検討部会での審議についても、再検討部会会議録を確認したところ、スポーツ施設の再配置検討における留意点や再配置先の評価等について、各委員による意見交換を行いながら進められていた。

よって、長崎市の方で当初方針に沿うような資料づくりや議事運営を行った

とはいえないと判断する。

- (2) プールの移転先候補地である市営松山陸上競技場と市中部下水処理場跡地の基礎工事費や土地取得費など経済性の比較においては、妥当とはいえない算定方法によって「中部下水処理場跡地にプールを移転整備する場合は約 20 億円高くつく」という誤った結論を導き出した件について

長崎市営陸上競技場と中部下水処理場跡地の基礎工事費や土地取得費など経済性の比較については、検討委員会及び再検討部会で検討されている。

プールを中部下水処理場跡に移転する場合の費用については、中部下水処理場跡の地盤が軟弱であることや地下構造物などが存在することから、地盤改良や地下構造物の撤去費用を工事業者から見積りを徴取するなどして試算している。

また、令和 6 年 10 月 8 日付け「中部下水処理場跡に市民総合プールを整備する場合の工法選定等の妥当性について」により、長崎県技術士会会長の意見書をいただいている。

よって安全性及び経済性を考慮した検討が行われていることから請求人の主張には理由がない。

- (3) プールを松山陸上競技場へ移し、同競技場の 400mトラックを中部下水処理場跡地に整備しても陸上の練習環境は確保されるとか、市陸上競技協会も中部下水処理場跡地に 400mトラックを整備する市の方針に賛成しているなど、事実と異なる記載を行ったなどにより、地方公務員法で定められた「全体の奉仕者として職務に全力専念する義務」に違背した。

これにより、再検討部会も第三者機関として公平・中立に審議する役割を果たせなかった件について

市陸上競技協会は、400mトラックの練習環境を強く望んでおり、市もその環境を中部下水処理場跡に確保する計画としていることから、市の方針は受け入れられているものと判断でき、請求人が主張する事実と異なる記載を行ったとはいえないと判断する。

また、再検討部会の審議についても各委員の意見を聴きながら進められており、第三者機関として公平・中立に審議する役割を果たせなかったとはいえないと判断する。

なお、再検討部会における市陸上競技協会の委員の発言は次のとおりである。
第 4 回再検討部会

「練習拠点で構わないが、400mトラックにこだわりたい。中部下水処理場跡に移転することはどうかという意見であったが、その案も十分に検討の余地がある。」

第5回再検討部会

「プールを中部下水処理場跡に移転し、陸上競技場を存続する案か、プールを陸上競技場に移転し、陸上競技場（400mトラック）は、中部下水処理場跡に再配置する案ありがたい案だと思っている。」

第6回再検討部会

「400mトラックを利用できる環境を強く希望している。その場合、プールを中部下水処理場跡に移転し、陸上競技場を存続する案、もしくはプールを陸上競技場に移転し、陸上競技場（400mトラック）は、中部下水処理場跡に再配置する案が適当であると考えている。しかしながら、後者の案では、松山陸上競技場で長年培った地域に根付いたコミュニティが崩れてしまうことが寂しいと思う。」

- (4) 八千代エンジニアリングへの業務委託の成果は著しく不公正で問題が多く、1,031万円の対価を支払うに値しない件について

業務委託の特記仕様書には、次のとおり記載されている。

「平和公園は長崎を代表する公園であり、スポーツ以外の目的で公園を利用される市民等の利用も含め、現在あるものを維持するだけでなく、将来に渡って多くの市民に支持され、利用される公園となるよう、多方面から検討を行う必要があると考えている。」

「検討委員会の中に長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会を設置し、プールや陸上競技場などのスポーツ施設の再配置について、再検討を進めていくものである。」

「検討委員会及び再検討部会で議論を重ねながら、幅広い視点から慎重丁寧に検討を進めていく」

当該仕様書に沿って業務を遂行し、令和7年2月28日に納品されており、不公正であるとはいえない。

- (5) 市の方針通りこのまま市民総合プールの松山陸上競技場への移転が実現すると、老若男女年間延べ35万人以上の市民がスポーツと健康増進に勤しみ交流する「宝の空間」を事実上つぶしてしまうことで、目に見えない多大な経済的損失をも市に与えることになる件について

請求人が主張する損失については、具体的な損失額を摘示しておらず、現時点において相当の確実さをもって予測されるとは言いがたいため、住民監査請求の対象として該当しない。

3 結論

本件請求について監査した結果、2 判断の(1)～(4)で述べたとおり、委託業務の仕様書において、多方面から再検討を進めていくものであるということに記載しており、仕様書に沿った業務が遂行されていることから、市の当初方針に沿うような業務が履行されたと認めることはできず、業務委託の成果は著しく不公正で問題が多いという請求人の主張には理由がない。

説明及び提出された証拠書類等を確認したところ、財務上の手続き及び執行の一連の処理についても、不適切な点は見受けられない。

地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

判例において、「各規定（地方自治法第2条第12項、第14条、第10条、地方財政法第4条、第4条の2、第8条）は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されるべきと解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（昭和53年10月4日最高裁判所判決）。」（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）とされている。

請求人の主張による市長の判断は、その裁量権を著しく逸脱又は濫用するものとは認められない。

よって、違法及び不当な公金の支出であるとする請求人の主張には、正当な理由がないと判断する。

以上のことから、支出責任者である鈴木市長には、八千代エンジニアリング株式会社に対して支出した業務委託料を市に返還するよう求める部分については、理由がないため棄却する。

また、市に対して、地方公務員法並びに長崎市職員の懲戒手続及び効果に関する条例に基づき、関係者に適正な処分を下すよう求めること、長崎市土木部及び土木企画課は市民総合プールを長崎市宮陸上競技場へ移転新築し、陸上400mト

ラックを中部下水処理場跡地へ整備するという方針を白紙撤回するように求めることについては、財務会計上の行為に該当しないため却下する。

なお、請求人が鈴木市長に対して返還を求めている 11,300,000 円及び 10,310,000 円については、1 事実確認関係の確認(1) 業務委託契約について ア契約に記載のとおり、10,701,900 円であることを確認している。